

2025年12月5日
九州電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)口(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1(2)口(付)に定める2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(口) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1. 41	0. 13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2. 82	0. 26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2. 82	0. 26
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	28. 17	2. 56
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	28. 17	2. 56
(八) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29. 61	2. 69
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	14. 81	1. 35
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1 日につき		
契約電力		
0. 5キロワット	7. 40	0. 67
1 キロワット	14. 80	1. 35
2 キロワット	29. 61	2. 69
3 キロワット	44. 41	4. 04
4 キロワット	59. 21	5. 38
5 キロワット	74. 01	6. 73
口 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	4. 50	0. 41

(2) 別表（燃料費調整） 1(2)口(付)に定める2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	5.83	0.53
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	11.65	1.06
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	23.30	2.12
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	58.26	5.30
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	58.26	5.30
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	17.40	1.58
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	34.80	3.16
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	17.40	1.58

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.47	0.04
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.94	0.09
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.94	0.09
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	9.39	0.85
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	9.39	0.85
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	9.87	0.90
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	4.94	0.45
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.47	0.22
1キロワット	4.93	0.45
2キロワット	9.87	0.90
3キロワット	14.80	1.35
4キロワット	19.74	1.79
5キロワット	24.67	2.24
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.50	0.14

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
イ 定額制供給の場合	円	円
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(八) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	円 0.898	円 0.082
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要) 1 日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.224	0.020
1キロワット	0.449	0.041
2キロワット	0.898	0.082
3キロワット	1.346	0.122
4キロワット	1.795	0.163
5キロワット	2.243	0.204
口 従量制供給の場合 1 キロワット時につき	0.136	0.012